

申請が必要な方向け

定額減税補足給付金（不足額給付1）のお知らせ

定額減税補足給付金(不足額給付金)とは、以下の事情により、令和6年に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付金)の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給します。

ただし、合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りです。

今回実施する給付金は、令和7年1月1日時点で寒川町の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。

給付金を受け取るためには、**手続きが必要**です。次の手順に沿って手続きしてください。

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
令和6年分推計所得税額(令和5年所得) > 令和6年分所得税額(令和6年所得)となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
所得税分定額減税可能額(当初給付時) < 所得税分定額減税可能額(不足額給付時)となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度個人住民税所得割額が減少し、当初調整給付額に不足が生じた方

【定額減税補足給付金(不足額給付金)申請書】の内容を確認後、必要事項を記入し、必要書類(※)と併せて、担当窓口へ直接または郵送にてご提出ください。(締切日：令和7年10月31日)

※必要書類とは

- ・振込口座確認書類として、通帳やキャッシュカードの写し
- ・本人確認書類として、マイナンバーカードや運転免許証等の写し
- ・令和6年度課税自治体における定額減税補足給付金(当初調整給付金)の支給状況確認書類
- ・令和5年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し

<受給実績がある場合>

支給確認書、支給決定通知書の写し(令和6年に給付された定額減税補足給付金(当初調整給付金)の額がわかる資料をご用意ください。)

<受給実績がない場合>

令和5年度と令和6年度の個人住民税分控除不足額等がわかる資料(令和5年度分・令和6年度分個人住民税の納税通知書、特別徴収税額通知書または、(非)課税証明書)をご用意ください。)

定額減税対象者に支給

- ・指定された口座に振り込まれます
- ・振込予定日は決定し次第、ハガキでお知らせします

本給付金に関するお問い合わせはこちら

担当窓口

寒川町
健康福祉部 福祉課 給付金窓口

〒253-0196 寒川町宮山165番地
電話 0467-74-1111 FAX 0467-74-5613
Mail fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

⚠ 給付金を装った詐欺に注意！ 個人情報、通帳やキャッシュカード、暗証番号の搾取に注意！

町が給付金の振込のため、ATM操作をお願いすることや手数料を求めることはありません。

ご自宅や職場などに町などをかたった不審な電話や郵便、メールが届いたら最寄りの警察署までご連絡ください。